

(株) 尾瀬岩鞍リゾート索道事業運送約款

第1条【適用範囲】

当社の経営する索道事業に関する運送約款は、この約款に定めるところにより行います。この約款の定めがない事項については法令の定めるところにより、法令の定めのないときは一般の慣習によります。

第2条【係員の指示】

旅客に対し安全輸送と秩序の維持の為、必要な場合には当社係員（以下「係員」という）が指示を行いますが、その指示に対しては必ず従っていただきます。

第3条【運送の引き受け】

当社は、第4条の規定により運送の引受けを拒絶する場合を除いては、旅客運送を引き受けます。

第4条【運送の引受けの拒否】

当社は、次に該当する場合には旅客運送の引受けを拒絶します。

- (1) 有効な乗車券を所持していないとき
- (2) 係員の指示に従わないとき
- (3) 当該運送に関し、旅客から特別の負担を求められたとき
- (4) 当該運送が法令の規定、又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
- (5) 客の状態等から運送上の安全を期しがたいと認められたとき
- (6) 危険品等を所持しているとき
- (7) 天災その他やむを得ない事由に拠る運送上の支障があるとき
- (8) 前各号に挙げる場合の他、正当の理由のあるとき

第5条【乗車券等の発売】

当社は、乗車券等をチケット販売所及びホームページにおいて販売します。

第6条【乗車券等の効力】

- (1) 乗車券等は、IC チケットとなっており、発券時にチップに書込まれた IC チケットが有効となります。
- (2) 当社がその運賃・料金を変更した場合、変更前において発行した乗車券は、その IC チケットの内容の額に係わらず適用期限内は有効と致します。
- (3) 当社で有効な乗車券等以外のものを使用した時は無効とします。
- (4) 乗車券等は、次の各号に該当する場合は無効と致します。
 - ① IC チップ記憶内容の条件にあてはまらないで使用した時
 - ② 記名式シーズンパスポートを、その記名人以外が使用した時
 - ③ 改造又は変造、若しくは偽造して使用した時
 - ④ 書き換え又は再発行した場合における原券
- (5) 乗車券等の転売は禁止します。転売した乗車券等は無効なものとし回収します。

第7条【乗車券の確認等】

当社は旅客の乗車の際、自動改札ゲートにて確認又は減算をします。

第8条【運賃・料金及び適用方法】

当社が旅客から収受する運賃・料金及び適用方法は、別掲運賃表及び別に定める適用方法によります。

第9条【運転中止の場合、運送途中の乗客に対する取り扱い】

天災・その他やむを得ない事由により、索道の運転を中止した場合の乗客に対しては運転再開後における有効乗車券の無償交付等、必要な継続運送の措置を行います。

第 10 条【運賃の払い戻し】

天災及び当社の責任により、索道の運転が出来ないときは、別に定める払い戻しを行います。ただし、風雪等により運転に危険が生ずる恐れから一時的に運転を中止する場合はこの限りではありません。

第 11 条【責任始期及び終期】

当社の輸送に関する責任は、旅客が第 7 条の行為を行ったときに始まり、降車したところをもって終わります。

第 12 条【乗車の禁止事項】

乗客は、次の行為を行ってはなりません。

- (1) 搬器から飛び降り、又は所定の位置以外で乗降すること
- (2) スキー・スノーボードや搬器を揺す振ること
- (3) スキー・スノーボード・ストック等で索道施設を突くこと
- (4) 横乗り等危険な姿勢で乗車すること
- (5) その他安全輸送を妨げる行為をすること

第 13 条【旅客に関する責任】

当社は索道の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときには、これによって生じた損害を賠償する責を負います。ただし、次の各号に該当する場合にはこの限りではありません。

- (1) 索道の運行に関し、当社が法令に規定する注意を怠らなかつたこと、索道施設に欠陥及び機能の障害が無かつたこと等が証明されたとき
- (2) 事故が専ら当該旅客の故意又は過失に基づいて発生したことが証明されたとき

第 14 条【携帯品等に対する責任】

当社は旅客の運送に関して生じた、スキー・スノーボードその他の携帯品等の滅失、又はき損による損害については、これを賠償する責任を負いません。ただし滅失又はき損が当社の過失によるものであるときにはこの限りではありません。

第 15 条【旅客の責任】

当社は旅客の故意若しくは過失、又は法令若しくはこの運送約款の規定を守らなかつたこと等により当社が損害を受けたときは、その旅客に対して、その損害の賠償を求めます。

第 16 条【割増運賃等】

当社は旅客が所持する乗車券が、第 6 条の 3 項及び 4 項の規定によりその乗車券等を無効とされたときは旅客から当該利用に使用した乗車券の販売額の 2 倍に相当する金額の支払い又は乗車券等に相当する額、及びこれと同額以内の割増運賃等を申し受けます。

第 17 条【管轄裁判所】

当社はスキー場の利用について紛争が生じた時の管轄裁判所は、当スキー場の所在地を管轄する前橋地方裁判所とさせていただきます。

付 則

この約款は、令和 4 年 1 2 月 1 日より実施致します。